

公文書公開請求書

令和5年 4月 1日

あて先は実施機関の長となります。
例)川西市教育長、川西市消防長、
川西市上下水道事業管理者など

川西市長

あて

あて先が「川西市長」以外の所管

公文書の所管	あて先
教育推進部及び こども未来部	川西市教育長
消防本部	川西市消防長
上下水道局	川西市上下水道事業管理者
市議会事務局	川西市議会議長
監査委員事務局	川西市代表監査委員
選挙管理委員会 事務局	川西市選挙管理委員会 委員長
公平委員会	川西市公平委員会委員長
農業委員会事務局	川西市農業委員会会長
固定資産評価審査 委員会	川西市固定資産評価審査 委員会委員長

請求者

郵便番号 666-8501

住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

川西市中央町12-1

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者)

川西 太郎

平日の昼間に連絡可能な
電話番号をご記入ください。
(携帯電話可)

電話番号 (072) 740-1141

川西市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求

請求を希望する公文書が特定
できるように、詳しくご記入く
ださい。
請求書の記載に不備があつた
場合は、補正をお願いする場
合があります。なお、補正が完
了するまでの期間は、標準処理
期間には含まれません。

最新の航空写真 (川西市中央町12-1周辺)
縮尺 1000分の1

公文書の
件名又は内容

公文書の公開の方法を選択してください。

「閲覧等」

閲覧等により希望する場合は、手数料は無料です。

「写しの交付」

公文書の写しを窓口で受け取る場合は、

公文書の写し1枚(A3まで)あたり10円の手数料が必要です。

「写しの送付」

公文書の写しを郵送で受け取る場合は、

公文書の写し1枚(A3まで)あたり10円の手数料が必要です。また、公文書の郵送に

要する費用は請求者のご負担となります。

※市から納付書を発送いたしますので、手数料の納付確認後に公文書を発送いた
します。

公開の方法

閲覧等

写しの交付

写しの送付

備考

注 各欄に必要事項を記入し、□には該当するものに「レ」印を入れてください。